

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（案）について

(付議の要旨)

令和2年4月に予定している児童相談所の開設に伴い、児童福祉法第59条の4第1項及び同法施行令第45条の3に基づく児童相談所設置市事務として、児童福祉施設に関する事務が東京都から区に移管されることから、児童福祉施設の最低基準について定めるための条例案を、令和元年区議会第3回定例会に提案する。

1 主旨

令和2年4月に予定している児童相談所の開設に伴い、児童福祉法第59条の4第1項及び同法施行令第45条の3に基づく児童相談所設置市事務として、児童福祉施設に関する事務が東京都から区に移管されることから、児童福祉施設の最低基準について定めるための条例案を、令和元年区議会第3回定例会に提案する。

2 条例の内容

条例の制定にあたっては、東京都の事務の継続性や区民・事業者への影響等を考慮し、東京都が定めている現行の「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」と同一の基準とする。

(1) 事務の概要

児童福祉法第45条の規定に基づき、児童相談所設置市における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（「最低基準」という。）を定める。

(2) 定める内容

①対象施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

②項目

ア 総則

最低基準の向上、児童福祉施設の一般原則、職員の知識及び技能の向上等、衛生管理等、食事、入所者及び職員の健康診断、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、非常災害対策

イ 各施設

設備の基準、職員、支援員及び施設長の資格等、支援計画の策定及び業務の質の評価等

3 条例案

別紙「世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（案）」のとおり

4 施行予定日

令和2年4月1日

5 今後のスケジュール（予定）

令和元年9月 第3回区議会定例会（条例案の提案）

令和2年4月 条例施行